

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起きは、その翌日
が休日に当たるとき)

告
示

鳥取県告示第四百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十一年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成元年四月十四日

鳥取県知事 西尾 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
佐々木整形外科	鳥取市岩倉四五二一三〇	平成元年三月十三日

鳥取県告示第四百九十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出（二件）

政治団体の収支に関する報告書の要旨（二件）

政治団体の解散の届出

政治団体の設立の届出（二件）

政治団体の解散の届出（二件）

政治団体の収支に関する報告書の要旨（二件）

政治団体の解散の届出

指定団体の届出事項に異動があつた旨の届出

平成元年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成元年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
三好内科	米子市道笑町一丁目一〇一	平成元年三月三十日
提鳴外科クリニック	米子市上福原五七八一六	平成元年三月二十二日
三代歯科医院	倉吉市上井町二丁目八一一	平成元年三月二十三日
溝口薬局	日野郡溝口町溝口二四二	平成元年三月十五日
もり歯科医院	鳥取市南吉方町三丁目四八六	平成元年三月二十四日
あおば歯科医院	米子市福市字宮畑一一七〇一三	平成元年三月十六日
岡本歯科医院皆生診療所	米子市上福原一八三四一四	平成元年三月十九日

鳥取県告示第四百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があるので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
倉吉市	土地改良総合整備事業（小規模排水）今在家地区区画整理	平成元年三月二十日
"	板橋地区 "	"
"	農道改修総合整備事業（一般）富海地区	昭和六十三年十一月三十日

鳥取県告示第五百号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成元年四月十四日

一 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）
 二 作業期間 平成元年四月十七日から同年十一月二十日まで
 三 作業地域 八頭郡八東町及び智頭町、西伯郡大山町並びに日野郡日南町

鳥取県告示第五百一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成元年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）
 二 作業期間 平成元年四月十七日から平成二年三月十日まで
 三 作業地域 米子市、境港市、西伯郡名和町、大山町、淀江町、
 村、岸本町、会見町及び西伯町並びに日野郡溝口町、日吉津

鳥取県告示第五百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

鳥取県告示第五百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第一項において準用

鳥取県告示第五百四号

する同法第二十条第一項の規定に基づき、国府町から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成元年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年十月十二日 鳥取県指令受都計三一三第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡郡家町大字郡家字青木上分、字井吉田及び字石橋並びに大字福本字小山東分

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方二丁目三一

有限会社ふそう地所
代表取締役 浜田幸夫

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成元年四月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

会員名	政治団体の名称		会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	年月日
	氏名	姓			
中村真佐雄後援会	金田 司	久木 廣	日野郡江府町大字下安井二三三	昭和六十年一月五日	届出
			昭和六十年一月五日	その他の政治団体	備考

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成元年・四月十四日

政治団体の名称		代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	年月日	届出備考
坂田重徳後援会	浜中秀雄					
増田憲						
長瀬七〇四の一大字	東伯郡羽合町大字					
七日	二月二十日	平成元年	その他の政	その他の政		
		年	年	年		

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成元年四月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友松

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年月日	届出
公明党鳥取総支					
"	主たる事務所の所在地	鳥取市卯垣三 一五市九	鳥取市吉成南 二六一		
会計責任者の氏名	代表者の氏名	村川 和夫	太田 吾郎		
藤原 南山					
村川 和夫					
"	"			日一平 月四年 十	
"	"			支政部の	備考

立歎元年四月一四日

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

鳥取県選挙管理委員会委員長 友松五郎

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取市吉岡支部	氏会計責任者の氏名	佐々木紘一	吉田喜四雄	平成元年二月九日 支部政黨の	
日本社会党鳥取本部	代表者の氏名	吉田達男	広田幸一	平成元年二月二日 支部	
		八二年八月二日	"	"	

武良千代司後援会
下池忠正後援会
石田昇後援会
川上潔後援会
橋本財蔵後援会

主たる事務所の所在地
西伯郡中山町
西伯郡中山町
西伯郡中山町
西伯郡中山町
西伯郡中山町

境港市高松町
境港市高松町
境港市高松町
境港市高松町
境港市高松町

四一九
二月七日
二月九日
二月九日
二月九日

平成元年
平成元年
平成元年
平成元年
平成元年

その他の
団体

武良千代司後援会	主たる事務所の所在地	境港市高松町
下池忠正後援会	"	西伯郡中山町 塩津八三〇一
石田昇後援会	代表者の氏名	牧原 宏
川上潔後援会	"	小林 章人
橋本財蔵後援会	主たる事務所の所在地	倉吉市福庭四 七一〇一
		倉吉市福庭三 二月平成十五年
		日 平成元年 月 十三
		年 二月九日
		備考

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたので、同法第二項の規定により告示する。

平成元年四月十四日

鳥取県選挙管理委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
井上武後援会	鵜沼 力	井上 宏	倉吉市生田八六一	平成元年二月十日	その他の 団体

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基いて、その要旨を次のとおり公表する。

平成元年四月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基いて、その要旨を次のとおり公表する。

平成元年四月十四日

鳥取県選挙管理委員長 友 松 五 郎

◎その他の政治団体	期間	政治団体の名称	報告元月日	収入・支出の総額
	昭和62年1月1日～同年12月31日	安田省二朗とみん なみの会	平成元年1月30日	1 収入総額 0円 2 支出総額 0円

◎その他の政治団体

政治団体の名称	井上武後援会
報告年月日	平成元年2月10日 (平成元年1年31日解散)
(1) 収入・支出の総額	597円
ア 前年継越額	597円
合 計	597円
寄附・交付金	597円
鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎	597円

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号
次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、平成元年四月一日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年四月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

指定団体の名称 くまがい信孝後援会	異動事項	新		届出年月日 平成元年三月一日
		議院議員	衆議院議員	
鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎				

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十九条第三項の規

定に基いて、次のとおり指定団体の届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成元年四月十四日